

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○後藤委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻でございます。

端的にお答えをいただきますよう、お願い申し上げます。

まず、今審議しているプログラム法なんですけど、ちよつと端的にお答えいただきたいんですけど、この法案というのは、二〇一五年十月に消費税が一〇%に上がる、これを前提としている法案でありますか。

○田村国務大臣 消費税を一〇%に上げるということを前提に、このプログラム法案を出させていたということでありませう。

○長妻委員 それは、二〇一五年十月の一〇%を前提にしているということですか。

○田村国務大臣 現行出させていたおのものは、二〇一五年に一〇%に上げるということを前提に提出をさせていただいておることであ

ります。

○長妻委員 ということは、二〇一五年の十月に消費税が一〇%に上がらなければ、この法案は効力を失うという形になるんですか。どんな位置づけになるんでしょうか。

○田村国務大臣 基本的に、そのときに必要な財源をどう確保するんだということはあろうと思えますけれども、この法律自体が、それによって法律が無効になるというような、そんな条文はございませんので、今の法律の中で運用していくという話だと思います。

○長妻委員 そうすると、消費税が一〇%にならない場合、この法律の位置づけというのはどういうふうになるんですか。

○田村国務大臣 例えば、消費税が上がる、一〇%になる期間がすごく延びた場合、大変な歳入欠陥が出てくるわけですよ。それが手当てできないというような話になれば、そのときに必要な法改正をせざるを得ないということは起こるかもわかりませんが、財政的な手当てができれば、この法律がそのまま機能をしていくということになると思います。

○長妻委員 これは非常に不可解なのが、このプログラム法案とセットでこういう工程表を政府が出しておられますよね。皆さんも持っておられるんだと思いますけれども、これでいうと、例えば介護保険制度でいうと、必要な法律案を来年の通常国会に提出を目指す、こういうふう書いてあります。負担の部分もかなり入っているわけであり

そうすると、さつき柚木委員も質問しましたけれども、消費税一〇%というのがかなり先になった、二〇一五年の十月じゃなくて、経済的な事情で二年先、三年先に先送りされた、その場合でも、負担のところはもうやるわけですか。我々の理解では、一体改革ですから、充実のとき、充実の財源が消費税一〇パーで確保されると同時に削減を一体的にやる、こういう計画だったんですが、削減は先行することなんですか。

○田村国務大臣 一年、二年でどうかという問題は、一年、二年、短期間ならば、そのときにいろいろな財政的な措置の仕方はあると思いますが、仮に、五年、十年消費税が上げられないというふうな、そんなことは想定しておりませんが、そんなことが仮に起これば、そのとき、必要な法改正はやらなければならないという話だと思います。

○長妻委員 本来は、来年に法律を通常国会へ出すというよりは、これは二〇一五年の十月に消費税一〇%を閣議決定したとき、そういう削減の議論をする必要があるんじゃないのか。そうすると、六カ月前でありますから、来年の通常国会というよりは、来年の決定後の臨時国会以降、こういうことではないかというふうには理解するんですが、なぜ通常国会なんですか。

○田村国務大臣 やはり制度改正するには準備期間が要りますから、そのための期間を逆算しますと、通常国会に多くの法律を提出させていただく。

もう少し御説明をすれば、これは我々が特別な

ことをやっているわけではございませんでして、一体改革法の中に、推進法の中に、そもそも景気条項があるわけでありまして、消費税を上げることをストップすることができると書かれておるわけでありますから、そういうことは全体の中に想定を、もともと三党合意の中でも書かれている話でございます。経済が大変なときに消費税を上げるのをとめるんだということを今特別に我々が言い出したわけではございませんでして、もともと法律の中にそのようなことが書かれておることを勘案して、どうするかということを考えていくということだというふうに思います。

○長妻委員 そういう意味では、一〇パーというのは二〇一五年十月、もちろんこれは確定をしていないわけでありますから、来年の通常国会に出る削減を含む法案には、消費税が一〇％に二〇一五年の十月に上がらない場合は、その実施を先送りするというような条項も入れる必要があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○田村国務大臣 現在の状況で消費税を上げないというふうなわけでもありませんので、もしそうなったときには、法律改正も含めていろいろな議論はしなきゃならぬというふうには思いますけれども、現状は、消費税、法律にのっとった上での、今、流れの中におけるわけでございますから、そういう意味からいたしまして、そのような条項を入れる必要があるのかどうなのか、ちよつと私、今、疑問であります。

○長妻委員 今、一定の答弁があったと思うんですが、つまり、一〇％に二〇一五年の十月上がり

ない場合はいろいろ法律改正の必要もあるんじゃないのか、こういう大臣の答弁があったので、それを同時に本当にやっていたかかないと、一体改革は看板倒れになりますので。

あと、大臣は、柚木委員の質問に、いやいや、負担先行とか言うけれども充実だつてあるんだよというふうにおっしゃっておられるので、例えば、来年の四月から、充実と負担、差し引くとどっちが多いんですか、幾らぐらい。

○田村国務大臣 私も勘違いしておりましたけれども、五千億、いつもおっしゃられておるとおり、五千億という数字がまさに充実分でございますから、五千億充実をするということでありませう。

○長妻委員 負担は幾らですか。

○田村国務大臣 消費税分は、いつも御議論をいただいておりますとおり、三分負担はふえませんが、その三分負担がふえれば八兆円でありますが、しかし、消費税を上げたときと収入が入るタイムラグが初年度は生じますので、五・一兆円が消費税負担増という話であります。

○長妻委員 いや、お伺いしているのはそういうことではなくて、社会保障については削減をする部分、例えば、今御議論されているのは、高齢者の二割負担とか窓口の一割負担とかあります。それ以外もいろいろあるでしょうけれども、例えば来年の四月に、社会保障に限定すると、充実分、純増分と、削減部分というのは、大体幾ら幾らなんでしょうか。

○田村国務大臣 ですから、五千億円の中で、負担軽減部分と、それから適正化で逆に所得があつ

たりして負担がふえる部分と、委員はこれが幾ら幾らだということを示せというお話だと思いますが、今それを議論いただいているわけでありまして、決まっていけないにお出しはできないわけでありませう。

これが、それぞれの制度が固まりましたらば、計算をすればそれは出てまいりますけれども、現状、この五千億円という中においての充実の中で、その部分をどうするんだ、あとは、例えば医療提供体制の見直しにどれぐらい必要だとか、いろいろなものはあると思いますけれども、そういうものの中の範囲において、その負担の部分と、それから充実の部分と、適正化の部分の相対比というものが出てくるというふうに、今のところはお答えをいたしておきます。

○長妻委員 そうしましたら、八％というよりは一〇％に上げた後の完成型というか、そういうときの議論をしたいと思うんです。

今、お配りの資料の一ページ目でありますけれども、これは今の政府がおつくりになった資料であります。そうすると、この二・八兆円を充実するというのは、これはいつから二・八兆円、充実に使おうんですか。

○田村国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、消費税が満年度上がった部分のタイムラグ等々を計算しますと、平成二十九年に二・八兆円ということになります。

○長妻委員 そして、この資料にあります、左の下ですね、先ほど柚木議員も指摘しました、「二〇一七年度時点では、三・二兆円程度の見込み。

「というのは、これは、消費が上がって、一％が三・二兆円になる、こういうことで書かれているわけでありませうか。

○田村国務大臣 今言われているのは、左下の米のところですよ。

米部分は、一番上の括弧の中で、社会保障・税という表題があつて、その下に二行ありますが、下の行の「割合の二分の一」、これは上の基礎年金国庫負担でありますけれども、「への恒久的引上げ等」というところの米印がこの米印でございますので、ここは、基礎年金の国庫負担割合二分の一引き上げ分が三・二兆円ということでありませう。

○長妻委員 そうすると、消費というのはいろいろ拡大したり縮小したりするわけで、消費税の一％が二・八兆円とは限らないわけでありませう。

そういう意味では、この二・八兆円、二〇一七年度でしようけれども、これが例えば大きくなったり少なくなったりするわけですが、基本的には、消費税の一％収入部分、これを充実に充てる、こういうことでよろしいんですか、二〇一七年度から。

○田村国務大臣 これは皆さんがおつくりになられた制度設計で、それを三党で合意したわけでございますから、そのとおり、一％分を充実に使うということでありませう。

○長妻委員 そうすると、きのうも自然増の議論があつたと思うんですけれども、この自然増を例えば削減することになると、例えば自然増を三千億削減した場合は、例えばこの二・八兆と

いうのは、純増、その差額の充実分でありませうから、これが三・一兆に上がる。つまり、自然増を削減した部分の金額というのは、これは削減をしておりますから、プライマイの純増ですから、充実が三・一兆になる、こういうような考え方でよろしいんですか。（田村国務大臣「もう一回言つてください」と呼ぶ）

だから、例えば、自然増がありますよね、自然増を例えば三千億削減すると、そうすると、純増分が二・八兆円ですよ、充実が。差し引きで二・八兆円を充実するんだから、そういう意味では、三千億削減をしているわけですから、充実分は三・一兆円になる、こういう基本的な考え方なわけですか。

○田村国務大臣 自然増を減らすというのはちよつとイメージがわからないんですが、重点化、効率化した部分は、これは社会保障に使うという話になると思います。

○長妻委員 そうすると、田村大臣、これは重要なところなんです、例えばこの二・八兆円というのがありますね、充実の。これは、例えば、自然増を含めて効率化をして、例えばですよ、一兆円削れた場合は、そこに削った一兆円が上乗せになつて三・八兆円が充実になる、こういう考え方なわけです。

○田村国務大臣 いや、ですから、二・八兆は、要するに消費税一％分は、消費税一％分を充実に充てるわけですよ。そういうことですよ。効率化した部分は、これは社会保障に充てます。そういうことです。

○長妻委員 そうすると、ちよつと我々のときの考え方と、同じだとおっしゃったのが、違つてくるんですよ。

例えば、二ページ目をごらんいただきますと、これが三党合意をした昨年資料ですね。これはどういう意味かというと、先ほども話が出ましたけれども、一・二兆円を効率化する、それで充実は三・八兆円をする、差額が、このときは二・七兆、消費税一％分は充実に充てると。つまり、削減した部分と充実した部分の純増部分が消費税一％で充実部分なんですよ、こういうような考え方なわけです。

でも、今の御答弁だと、例えば、自然増を削減した場合、その削減部分が充実部分に上乗せにならないような趣旨の御答弁をされているのではないかと思うんですが、では、自然増を削減した金額は一体どういうふうに扱われるんですか。

○田村国務大臣 私の理解では、皆様方がお出しになつた計画は、三・八兆充実、それから適正化つまり効率化で一・二兆、差額の二・七兆が消費税一％分、たまたまなつたのではないという認識でありまして、財源五％消費税の中の一％、二・七兆円。二・七兆円という所与の数字があつた上で、充実分がありますよね、それから、削減分といひますか効率化分がある。それを、ちよつとどの一％に合うような充実分と削減になるから、ちよつとどの数字が出てくるので、もしあなたたちの計画が、これでもっと削減がふえちゃつたら、では一％以上という話になるのかというと、そんな話ではなかつたと思うので、これはもともと、

そういう制度設計で１％という話でありますから。我々もそこは同じでありまして、とにかく１％、これを充実に回すということで、それに合わせてどれだけ充実をするのか、どれだけ削減をするのかという話でありますから。二・八兆円がふえるということではなくて、全体のバランスの中で、もつと充実したかったらもつと削減をする、余り充実を望まなかったらその分だけ効率化が減るというだけの話でございますので、何ら皆様方の、民主党の考え方と我々は違っているとは思っておりません。

**○長妻委員** 消費税一〇％に上げるといふのは、これは言うまでもなく大変なことで、国民の皆さんに、五パーから倍ですから。祈るような気持ちで充実分を待つておられる方も全国にもたくさんいらっしゃるわけです。

そうしたら、ちよつとわかりやすく聞きますと、一ページ目ですね、政府がつくった資料。例えば、この一ページ目のとき、二〇一七年度の満年度の姿だと思えますが、例えば自然増を三千億円圧縮したとすると、充実は三・一兆円になる、こういうことでよろしいのでございますか。

**○田村国務大臣** 自然増を圧縮したとか、ちよつとよく意味がわからない、どうやって圧縮をされるか、ちよつとよくわからないんです。

**○長妻委員** ちよつと田村大臣、どういうことで今おっしゃったのかわかりませんが、例えば、自民党は、民主党が政権をとる前に、二千二百億円一律に自然増をカットしたということがありますよね。つまり、自然増というのは、文字どおり自

然にふえる、つまり、サービスを変えずに、今とサービスを変えなくても高齢化の進展で自動的にいうか自然にふえるのが自然増なんです。これは厚労大臣に言うまでの話ではないんですけれども。ですから、その自然増の伸び、自然の伸びから、例えば自民党が以前やったように、二千二百億円一律にカットするということも何年かやったわけですよ。

例えば、では、二〇一七年度に自然増を三千億円カットするとすれば、そうすると充実は、それが上乗せになって三・一兆円になるんですね、こういう確認です。

**○田村国務大臣** 総理は、キャップをはめてそういうやり方はしないというふうには、これは予算委員会なんかも言明されておられますので、そこは委員も御理解をいただいているというふうには思いますけれども。

**○長妻委員** ちよつとこれはかなり重要なところなんです。百億円、二百万円の話じゃないんですよ、金が。これはすごい、一〇％のお金の使い方なので、ちよつと曖昧にはできないんです。

つまり、一律にカットするとか言っていますよ、それはまた別の論点で、乱暴にカットするとか一律にカットじゃなくて、基本的な考え方でですよ。例えば、二〇一七年度に、自然増、自然体でふえる部分をふやさないで三千億カットするということがあるとすれば、その部分は、充実は二・八兆プラス三千だから、充実は三・一兆になるんですね。

これが、だから、二ページ目の我々の考え方で

すよ。それはそれでいいんです。ということを持た聞いていただけなんです。

**○田村国務大臣** ちよつと議論を整理しましょう。

消費税一〇％の使い道の話をしているんです。つまり、今、消費税一〇％になったときにどう使うかというのは、一つは、今ここに出ている充実に二・八兆円使うわけですよ。それから、基礎年金の国庫負担二分の一に三・二兆円使うわけですよ。消費税がふえれば、いろいろなもの、医療に対する経費もふえますからね、そのまま消費税分だけ。だから、これで〇・八兆円使うわけですよ。そして、今までのツケ回しという言い方がいいのかどうかわかりませんが、社会保障の安定という意味で、そこに七・三兆円使うわけですよ。合わせて十四兆円。（長妻委員「それはわかっているんですよ」と呼ぶ）

いや、あなたの言っている意味が僕はよくわからないのは、二・八兆円、一％を充実に使う、それ以上に出てきたときはということ、今言ったどことが減るんですか、三千億円。三・二兆円の基礎年金から減るのか。それとも、消費税が上がったことによる影響の〇・八兆円から減るのか。それとも、今までの借金でおいねてきた社会保障分の七・四兆円が減るのか。それはどかが減らないと、全体の、五％という数字は固定しているんですからね、消費税の。意味がよくわからないから、私はお答えができないと言っているんですよ。

**○長妻委員** 田村大臣、もうちよつとよくお答えいただきたいんですが、例えば、では、例を言う

と、過去、自民党政権のとき、民主党政権の前、二千二百億円カットするときに、いろいろなメニューを入れましたよ。例えば、生活保護の母子加算をなくすというのをやりましたよね、自然増を抑えるということ。

例えば母子加算、金額でいうと数百億円ぐらいだったと思いますが、そうすると、自然増を抑えるという意味で例えばそういうメニューをカットして、数百億円、生活保護の部分はカットしたけれども、別のところ、これは生活保護なので今回の消費税のとは違いますけれども、例えば医療でもいいですよ、二千二百億抑えるときに、医療の一部をカットしたわけですね、二千二百億の自然増を抑えるために。そうすると、その部分はカットしたけれども、では医療と同じ金額、別のところで充実するということになる、その充実と、マイナス、カットした部分を差し引くと、ゼロになっちゃうわけですね。

だから、充実の定義を聞いているんですよ。つまり、削減を削減をして、では削減をして足元から充実するのか。それだったら、二・八兆円を削減すれば、充実が二・八兆ということで、一%も純増の充実にならないですよ。

○田村国務大臣 どう説明したらわかっていただけるのが難しいんですけど。

いいですか。どこかカットして、その分だけ医療の負担がふえる、つまり効率化する、その効率化の部分は、当然、医療の充実に行くんですよ。行って、二・八兆円になるんです。でない、消費税が、一〇%が合わなくなってくるわけですよ。

仮に三千億円さらにそこからふえちゃったら、消費税をもっともらわなきゃいけないという話になっちゃうので。

今、消費税の枠の中の話をしているんでしょう、一〇%の。そのうちの五%ですよ、上げた。その中の枠の話をしているのに、何か話が全然違うところに引っかかっているものだから、話が拡散しちゃうので。その話をすれば、そういうこともやっつて、二・八兆円、充実分に充てるという話であります。ですから、その分は充実分に充てて、差し引き二・八兆円、一%分になるという話です。

○長妻委員 ちよつと、大臣、今の答弁もちよつと不可解なんです。

そうすると、充実の意味というのはどういうことなんですかね。一%を充実するわけですよ。一%の消費税の増収分を充実に戻すわけですよ。純増。だって、充実一%、では、一%例えば社会保障の無駄を削って、一%を沈ませて一%充実だったら、四パーでいいじゃないですか、増税は、わかりますか。

これ、ちよつと、消費税を、一%部分を充実するわけでしょう。そうすると、では、その充実というのは効率化とどういう関係があるんですか。

○田村国務大臣 多分、二・八兆円の中で何かを負担増にすると、その分だけ財源が浮いてくるんですよ。つまり、二・八兆円にならないわけですよ。充実化が、二・八兆円が二・五兆になっちゃうんです。二・五兆になると、二・八兆にならないですから、ほかのメニューで充実分を入れて

二・八兆になるんです。

というだけの話であって、二・八兆の中の枠が減って、こちらがふえて、二・八兆が維持できるというだけの、差し引きの話でありますから、そう御理解いただけないと、これ以上説明してもちよつとどうしようもないですね。

○長妻委員 これは大臣、そうしたら、頭の体操で、極端な例を言うと、例えば、問題があるところも含めて二・八兆円、一年間の社会保障を削る、二〇一七年度に二・八兆円を削る。しかし、ほかで、似たような分野で二・八兆円をふやす、ふやしたということにして、そうすると、二・八兆円削って二・八兆円ふやすということで、プラマイでいうと、差し引き、充実がゼロだけでも、純増というか、足元から見ると二・八兆充実しました、こういう説明ができるということなんですか。

○田村国務大臣 そもそも、充実の財源は消費税の一%分と決まっているんです。この二・八兆円のメニューというのはいろいろなものがあると思います。例えば、例えがいいかどうかわかりませんが、例えば、もうちよつと保険料を下げてほしいという要望がありますよね、それに仮に三千億円かかる。

そうすると、二・八兆の中で、今あるものからさらに三千億円とろうと思うと、どこかで三千億円負担がふえないと、こっちは充実はできないわけでしょう。だから、こちらの三千億円、例えばお金持ちから三千億円たくさんもらって、ここは負担がふえるわけですよ、そのお金を低所得者のところの負担軽減に回す、こういう話なんじゃ

ないですか。じゃないと、これ以上やっちゃうと、消費税を上げないと財源がとれないですよね、ほかの四％はもう使い道が決まっているんですから。という簡単な、私は算数だと思っただけですけれども。

**○長妻委員** この二・八兆円というのは、だって、純増で二・八兆円じゃないんですか、これは。今のは、例えば三千億を軽減してお金持ちから三千億取るといことは、プラマイ・ゼロですよ。確かに充実は三千億というふうに見えますが、削減も三千億しているので、純増でいってこれはプラマイ・ゼロなわけですよ。

だから、これは、考え方として、二枚目と一枚目を比べるとかなり変わってきているんじゃないのかと思いますよ。つまり、削減に削減を重ねていく、そしてその足元から充実を二・八兆円だとなると、純増の差し引き部分の社会保障の充実にいって、これは一％じゃなくなる可能性もあるわけですよ。

だから、これは、ちょっと大臣とやっても時間があれないので、次回またやりませうけれども、ぜひ、ちょっと整理をしてきていただきたいというふうに思います。

次に、介護離職の話を行います。  
このプログラム法の中にも、介護の件で、要支援を地方に移管するとか、いろいろなメニューがあります。

例えば、六ページでございますが、きょうは丁 I L P T の池田研究員を呼ぼうとしたんですが、自民党の反対でここに来ることができなかったわ

けでございます。例えば、親が軽度、重度かかわらず認知症の場合はやはり介護する社員の方に体調悪化がある割合が高くなるとか、あるいは深夜の介護をされている会社員の方は体調悪化が非常に多いとか、そういうデータを説明いただくこと思っただけでございます。

そして、きょうは総務省も来ておられますので、八ページでありますけれども、これも私、改めてデータを見てびっくりしたんです。五十から五十九歳の働いている人の中で、介護をしている人が九・一％、大体十人に一人の人が介護をしているというふうなことで、非常に大きさにびっくりしたんですが、この一連のデータを、総務省、説明いただけますか。

**○須江政府参考人** お答え申し上げます。  
まず、介護、看護のために前職を離職した者の現状でございますが、平成二十四年十月実施の就業構造基本調査の結果では、過去五年間に介護、看護のために前職を離職した者は四十九万人で、うち、男性は十万人、女性は三十九万人となっております。

また、負傷を除く総数で前職の離職時期ごとに見ますと、平成十九年十月からの一年間では九万人、平成二十年十月からの一年間では八万人、平成二十一年十月からの一年間では十万人、二十二年十月からの一年間では八万人、二十三年十月からの一年間では十万人というふうになっております。

また、就業構造基本調査の結果では、有業者に占める介護をしている者の割合は全体で四・五％

となっております。これを年齢階級別に見ますと、四十歳未満では一・三％、四十歳から四十九歳では三・六％、五十歳から五十九歳では九・一％、六十歳から六十九歳では八・二％、七十歳以上では四・八％となっております。

**○長妻委員** 今、働いている方の五十から五十九歳の方のうち、九・一％が介護をしていると。ほぼ十人に一人の方が介護をされている。

私は、二つの保障というのが国家の礎だと思っ

ているんですが、安全保障と社会保障。安全保障の危機というのは、これも当然、想定される危機もありますけれども、なかなか想定しにくい危機もある。ただ、社会保障の危機はかなり想定ができるにもかかわらず、手を打たないということが間々あるわけで、この介護離職もその大きな部分だと思っております。

例えば、二〇二五年には、団塊の世代全員が七十五歳以上になる。団塊の世代のお子さん、団塊ジュニアと言われる方々は、今恐らく三十五歳ちょっと過ぎぐらいだと思っただけです。ここにも議員の方でいらっしゃるかもしれませんけれども。となると、二〇二五年にどつと団塊の世代全員が七十五歳になるときに、そのときに団塊ジュニアの方は四十五歳ちょっとなんです。後期高齢者になりますから、介護を受ける方がぐつとふえていくわけでありまして、これから十年後ぐらいになると、四十五歳過ぎの、四十七、八歳の団塊ジュニアの方が、親の面倒、親の介護はしなきゃいけない、しかも、子供が恐らく高校生とか大学生だと。このダブルで来て、かなり家計が破綻をし

ていく御家庭が続発をする、そして介護離職が急増するということは、今容易に想像ができるわけでありませう。

しかし、我々も政権を担っていましたから、我々の責任もあるんですけれども、ここが対策が非常に甘いわけで、これは大変なことになるのではないのかという強い懸念を持っているところであります。

評論家の樋口恵子さんが、ことし九月に、介護離職ゼロをめざすための要望書というのを発表されておられます。等々で、くるみんなどの企業の認証制度を介護でも広げるとか、大臣もいろいろ前向きだと聞いておりますけれども、この危機に対してどんな対策をするのか。

ぜひ、厚生労働省の中でも、今、残念ながら、縦割りの状況が、例えば、雇児局にある職業家庭両立課、それと老健局などと本当の連携ができていないんじゃないか、こういう懸念もありますので、ぜひ、プロジェクトチームをつくって、介護離職を防止するためにかなり大がかりにやっていたいただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

**○田村国務大臣** 基本的には、そのような家族介護をしなくてもいいような形をつくれるということを目指していかなきゃならぬなというふうには思っておりますが、実際問題、それぞれ地域によっても介護の提供体制が違うということもございませうし、それぞれ家庭の事情というのもあるうと思っております。なかなか、理想型を追っていても、その理想型にうまく当てはまっていかない御家庭

もあられるというふうに思います。

そういうような意味からいたしまして、介護離職の問題、我々も大変大きな問題であるというふうな認識もいたしております。プロジェクトチームというのがいいのかどうか、これは別といたしまして、介護離職というものを真剣に考えるという意味では、厚生労働省も、しっかりとこれに対しては対応をしまいたいというふうに思っております。

**○長妻委員** 団塊ジュニアの方というのは兄弟が少ないということもありますし、十九ページには、生涯未婚もふえている。今、男性で五人に一人が一生結婚しない。二十年後には、三人に一人が一生結婚しない。つまり、家庭で親を支えるというよりは、一人で親を支えるという御家庭がふえていく。兄弟も少ない。

専業主婦世帯は、二十ページにありますけれども、一九九七年前後から少数派の世帯になって、御存じのように、共働きの世帯が多数派となつてしまっております。

その意味で、申し入れをした樋口恵子さんもおっしゃっておられるんですが、やはり、専業主婦、御家庭に職を持っていない方がいらつしやるという前提で介護サービスが成り立っているのではないのか、こういう反省、私もそういう反省があります。

そういう意味で、樋口さんもおっしゃっているのは、まず、お一人様仕様の介護サービス、つまり、息子さん、支える人が一人の場合、あるいはひとり暮らし、つまり、支える人が誰もいないお

ひとり暮らしのお年寄り、そういう仕様のサービス、これに注目して組み立てる必要があるんじゃないか。もう一つは、老老介護仕様ということで、支える方が、介護する側がお年を召した方の場合、あるいは三番目として、就労継続仕様ということで、会社で働いている方、共働きも含めて、介護する人が全員働いている人。こういうような形での仕様をパターン化して、やはりサービスをしなきゃいけない。

ケアマネジャーがケアプランをつくるときは、どうしても、介護を受ける側の状況のみにとらわれて、介護を支える側、介護する側の御家庭の事情や介護離職を防止するという観点で、ケアプラン作成時に非常に欠けているんじゃないのかというふうな思っておりますので、これについて、今申し上げた三つの、これまで重点にしていなかった御家庭の御家族の姿に対応する介護サービスの検討もぜひ始めていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

**○田村国務大臣** 樋口先生からこの間もお話を承らせていただきました。大変勉強をさせていただきました。

今委員がおっしゃられた、介護する方が御家族一人というパターンでちゃんと介護を受けられるような、そういう介護サービスの体制をモデルとしてつくっていく必要があるんじゃないかというふうなお話でありました。

今現状、例えば、地域包括ケアシステム等々の中において、定期巡回型の随時対応サービス、これは訪問介護・看護、両方入っておりますけれど

も、二十四時間型対応、皆様方が政権与党のときにおつくりになられた、そういう意味では、皆様方にとつても非常に思い入れのあるサービスだというふうに思いますが、これは、そもそも、お一人でお住まいである場合も含めて対応できるということを前提に今制度設計をされておるといのは、つくられた皆様方でありますから、御理解をいただいております。

そのほかにも、集い、訪問、宿泊、さらには小規模多機能型の居宅介護サービス、こういうようないろいろなものがある中において、高齢者一人であったとしても一応対応できるような形を目指して、今、サービスを充実すべく、介護政策を進めてきておるといことであります。

まだ十分でないところは重々理解いたしておりますが、それが十分できるように対応の方法も考えて、進めていかなければならないというふうに思っております。

**○長妻委員** それと、要支援を地方移管するということ、プログラム法にも書いてありますけれども、私も企業の方とも話しました、丸紅の人事部長の方とか花王の人事の方とか、いろいろな取り組みをしている企業の方と話しますと、やはり夜間の介護、夜、保育は夜間保育とかこういうのはありますけれども、介護の場合、当然、二十四時間型の巡回サービスはありますが、まだまだ普及していない。夜、介護、預かっていただいたり、ホームヘルプサービスがかなり充実しているというところが大変重要だとおっしゃっておられるんですが、要支援が地方に移管されますと、夜の、夜

間の介護というのは、ちゃんとやっていただけのような体制というのは確保できるんですか。

**○田村国務大臣** 一部の宿泊等はあるのかもわかりませんが、要支援で夜間のサービスというのは余り普及していないと思います。

そもそも、身体機能が低下されている方は要介護になられますので、どういう方を想定しておっしゃっておられるのか、ちよつと私は認識しておりますませんが、そういうニーズがあるかどうか、ちよつと確認をしてみます。

**○長妻委員** 私も、要支援二の方、何人かお会いをしましたけれども、そんな軽い方というイメージを大臣は持っておられるのかどうかわかりませんが、本当に、夜間も含めて、そういう支援が必要な方の中にはいらつしやるわけで、これは地方に移管をして、我々民主党も地方の支部を通じて自治体にアンケートをしました。

そうしましたら、全然そんな体制ないよという自治体もいっぱいあるわけですね。突然言われても困る、体制を整備しろといっても、なかなかそういう人、物、金の資源はありませんよ、こういう自治体もあるわけで、見切り発車でまた地方にばあんと移管すると、かつて自民党が介護療養病床をばあんと乱暴に削ったような、それでまたもとに戻ったような、そういう、受け皿なくこれを切っていくと、非常に介護離職がふえるんじゃないか、こういう懸念を強く持っております。

きょう、内閣府の西村副大臣にもお出ましいただいているんですが、これは逆に、安倍総理もおっしゃる成長戦略にも大きなマイナスになるんじゃない

のか。介護離職のみならず、育児、出産で離職される方が大変多い。

これは、例えば、こういう離職をする方々の GDP に対する損失額というか、そういう試算をさせていただいて、あるいは、税収とか保険料も減るわけでありますので、そういう大きな試算をしてであれば、社会保障に、それを支えるためにこれだけのお金を使う必要がある、こういうような声も出てくるはずでありますので、ぜひ、この GDP に対する影響の試算というのをさせていただきたいと思っております。

**○西村副大臣** お答えを申し上げます。確かに、お一人の個人が離職をして所得が減少した場合には、その方の消費は減るといのは事実でありますし、その人が離れた職がそのまま、仮にどこかの会社のポストか何かが空席のままであれば、労働力人口が一人減るといことですから、それは全体にもマイナスなんですけれども、しかし、その人が離職した後に、今失業している人がかわりにその職につけば、全体としては差し引きゼロというか、能力とか別にすればなりますので、なかなか一概に申し上げることは難しいというのが現実であります。

**○長妻委員** 非常に後ろ向きなんです、介護離職でやめても、ほかの人が、失業者が入るからいいじゃないかみたいな今話なんですけれども、これはスキルが全然違うと思うんですよ。

例えば、介護離職する方というのは新入社員じゃないんですよ。これは四十代、五十代で、会社でいえば本当に中堅幹部というか、会社を引っ張



るような人たちが、ずっと長年勤めている方がそこでぼこっと抜けるときの日本経済に対する影響度というのは、これは私は、かなりはかり知れないものが今後あるんじゃないか。

さっきの話ですけれども、団塊ジュニアの方がそういう立場になったときに大量に離職されるときに、そのときの経済損失額をぜひ出していただきたい。内閣府、いろいろな指標はいつばい出されるんですが、これは目に見えない指標でもあると思うんですね。スキルが、付加価値、GDPに占める、どのぐらいの影響度があるのかということもぜひ御検討をいただきたいと思えます。

そして、最後にもう一つ、介護のみならず、非正規雇用の皆さんの問題で、特に年金の問題ですが、会社で働いているのに厚生年金に入れない方々が数百万人以上いて、その実態がわからないという問題であります。

二十二ページに、厚生年金に入っていない方々の、①、②、③、三つの類型と、入っている方々の四番目を資料として配付しましたが、これは結局、今、厚生年金に事業所は適用されているけれども、事業所が金を滞納したり未払いをしているというものが、厚生年金、協会けんぽ合わせて、事業主負担、個人負担も合わせて年間六千五百五十六億円取りつぱぐれがある。

そして、二番目ですけれども、厚生年金に加入する義務はあるんだけど、未加入である、加入していない。これは法令に反しているわけでありませうけれども、この推計値を初めて、田村大臣はさきの予算委員会で、これは日本国政府として

初めてですけれども、三百五十万人ぐらいいるのではないのか、こういう人数を出されました。

そこで、三百五十万人の方々のどれだけ取りつぱぐれているのかということを、平均の厚生年金の保険料と協会けんぽの平均の保険料を掛け算してみますと、両方合わせて年間三・五九兆円、つまり三・五兆円ぐらいが取りつぱぐれているのではないのか。

③は、これは今のルール上では加入対象になっていない、ルールでは厚生年金に入れないでいい被用者ということで、こういう方々が大体四百万人近くいらつしやる、将来の低年金、無年金の方々。この方々の、これは政府が出している資料で試算をしますと、医療、年金合わせて、事業主負担、個人負担合わせて一・〇八兆円ということで、これはちよつとべらぼうな数字なんです。

特に、三番目は、これは現行ルールで入れないでいいわけでありませうから、これは我々が制度を改革するなり努力をするということなんです。①、②の部分は、これは払わなきゃいけないものを払っていないわけですね。それぞれ推計値でありますけれども、これは両方を足し算すると、大体四・二兆円が取りつぱぐれているんですよ、一年間に四・二兆円、この前提でいうと。事業主負担は半額ですから、割る二でいくと、二・一兆円部分の事業主負担が取りつぱぐれている。

こういうゆゆしき事態でありまして、これに対して歳入庁を導かせよというふうな我々も申し上げておりますけれども、これは何らかの劇的な手法を使ってやらないと、なかなか、日本の年金、

脆弱になって、将来生活保護に流れる方がどつとふえてしまうということではないかと思えますので、ぜひ、あくまで推計値でありますけれども、事業主負担だけで年間二・一兆円の取りつぱぐれ、これをどうするのかというのを本真に真剣に考えて対策を講じていただきたいと思うんですが、いかがですか。

**○田村国務大臣** 三百五十万人の件が根本にありますから申し上げますが、これはもう質問主意書でいただいて、ちゃんと答弁長妻委員にお渡しさせていただいていると思えます。これは、三百五十万人、そういうようなお使われ方をするから、我々は余り情報を出したくなくなるんです。

あれは、あの予算委員会でもみんなの党の委員の方に答弁いたしましたけれども、みんなの党の試算の仕方ですと十兆円、実は取りつぱぐれがあるというお話をいただきました。ですから、そのみんなの党の試算の、計算の根拠になる数字、それを、今我々がわかっている数字を入れると、それにはおられませぬよ、一千万人おられるという話だったんですけれども、三百五十万人であります。

そのとき、私は、これはあくまでもみんなの党の皆さんの試算でやってみたらこんな数字で、これが正しいというわけではございません、こういうお答え方をしております。

ですから、この三百五十万人を我々は正しい数字として出した覚えはありませんが、ただ、みんなの党さんと話をする中において、議論のすり合わせをするために、みんなの党さんは一千万人お

られると言われますけれども、三百五十万人、皆さんの計算であっても三百五十万人しかおられませんがよという資料をお示しするために申し上げた話でありますので、そういう使われ方をしますと、そうじゃないと注意書でもうお答えをさせていただいておるはずなので、そういう使われ方をしますと非常に我々としても困りますので、そういう使われ方はできればしていただきたくないということでも申し上げておる次第であります。あれは決して、三百五十万人、我々は認めた数字ではありません。そういうことであります。

その上で、そうはいっても、未適用事業者、また未納者、こういう問題は大きな問題でございますから、例えば、法人登記簿でありますとか、あと雇用保険データ、こういうものを使ってしつかりと未適用事業者に対しては適用していくわけです。ありますし、場合によっては職権、さらには、未納者に対してはこれは強制徴収のような形、場合によっては国税庁と協力して対応していくという話であります。

○長妻委員　そんなことでは、もう本当に実態も全然把握していないし、サンプル調査を我々はしろというふうに要請していますが、全然応えていないし、さっきの三百五十万人の数字も、大臣の答弁は全然違いますよ。ちゃんと答弁しているんですよ、漏れている人数ではないかと。ここに議事録がありますけれども、それで、答弁が失敗したからといって、後で取り繕うような話はやめていただきたいと思うんです。直視をしていただきたい。

ありがとうございました。